

奈良県訓令第二号

各部課室  
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中

福祉住宅体験館

〇〇〇〇

福祉住宅体験館

まほろば健康パーク管理事務所

〇〇〇〇  
〇〇〇〇

に改める。